

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（新・旧対応表）

改正後	改正前																														
（期末手当） 第 8 条 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に<u>次項で定める割合を乗じて得た額に</u>、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ただし、理事長はその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。 <table><tr><td>一</td><td>6 箇月</td><td>1 0 0 分の 1 0 0</td></tr><tr><td>二</td><td>5 箇月以上 6 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 8 0</td></tr><tr><td>三</td><td>3 箇月以上 5 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 6 0</td></tr><tr><td>四</td><td>3 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 3 0</td></tr></table> 5 <u>前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。</u> <table><tr><th><u>基準日</u></th><th><u>支給割合</u></th></tr><tr><td><u>6 月 1 日</u></td><td><u>1 0 0 分の 6 5</u></td></tr><tr><td><u>1 2 月 1 日</u></td><td><u>1 0 0 分の 8 5</u></td></tr></table> 6 期末手当の支給日はそれぞれ 6 月 3 0 日、1 2 月 1 0 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。	一	6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0	二	5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0	三	3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0	四	3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0	<u>基準日</u>	<u>支給割合</u>	<u>6 月 1 日</u>	<u>1 0 0 分の 6 5</u>	<u>1 2 月 1 日</u>	<u>1 0 0 分の 8 5</u>	（期末手当） 第 8 条 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第 1 9 条の 4 第 2 項に定める支給割合に準じた割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長はその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。 <table><tr><td>一</td><td>6 箇月</td><td>1 0 0 分の 1 0 0</td></tr><tr><td>二</td><td>5 箇月以上 6 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 8 0</td></tr><tr><td>三</td><td>3 箇月以上 5 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 6 0</td></tr><tr><td>四</td><td>3 箇月未満</td><td>1 0 0 分の 3 0</td></tr></table> 5 期末手当の支給日はそれぞれ 6 月 3 0 日、1 2 月 1 0 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。	一	6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0	二	5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0	三	3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0	四	3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0
一	6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0																													
二	5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0																													
三	3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0																													
四	3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0																													
<u>基準日</u>	<u>支給割合</u>																														
<u>6 月 1 日</u>	<u>1 0 0 分の 6 5</u>																														
<u>1 2 月 1 日</u>	<u>1 0 0 分の 8 5</u>																														
一	6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0																													
二	5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0																													
三	3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0																													
四	3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0																													

(勤勉手当) 第8条の2 4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に下記表1の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表2（懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に100分の<u>80</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 附 則 <u>1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。</u> <u>2 平成21年12月に支給する第8条の2第4項に規定する勤勉手当の適用については、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。</u>	(勤勉手当) 第8条の2 4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に下記表1の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表2（懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
--	---

